

役員報酬規程及び費用弁償規程

社会福祉法人杉の子会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬等)

第2条 理事長の理事業務に対する報酬は月額10万円を限度とし、年間15ヶ月とする。理事長は週5日、各2時間以上法人事務所において日常業務に従事するものとする。この基準に達しない場合は、実態に応じて報酬を2分の1又は3分の1に減額する。

交通費は実費支給とする。

2 理事長の職務代行者に対する報酬は、月額5万円とする。

職務代行者の業務は、理事長不在の場合の理事長業務並びに理事長の指示した事項とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

(1) 理事会、評議員会、監事会など法人の指示する会議に出席

1回につき3,000円

(2) 監事監査に出席するときは、1回につき5,000円とする。

3 杉の子会の職員が役員を兼ねているときは費用弁償はしない。

(出張旅費)

第4条 出張に要する費用は、その実費を支給する。

1 交通費

イ バス、鉄道、航空機は普通料金とする。

ロ 船舶は一等料金とする。

ハ 急行券、特急券は実費とする。

2 日当

イ 近接地 1,000円

但し4時間を超えるとときに支給する。

近接地は次の通りとする。

西宮、芦屋、宝塚、伊丹、川西、神戸、大阪、豊中の各市とする。

ロ 遠隔地 2,500 円

遠隔地は上記以遠の地とする。

3 宿泊費 実費支給とする。

(公用外出)

第5条 尼崎市内の公用外出に要する費用、その実費を支給する。

(研修)

第6条 法人の命令による研修に参加する場合は、第2条の規程による旅費、日当及び参加費を支給する。

(精算)

第7条 旅費の精算は出張、また外出から帰任後速やかに「出張旅費請求、領収書」を作成し、精算すること。

この規程は平成18年8月1日より施行する

平成25年4月1日改正

平成28年7月1日改正

平成28年10月5日改正

平成29年1月18日改正

規程名称の変更：「役員報酬規程及び役員旅費規程」⇒

「役員報酬規程及び費用弁償規程」